

ていげん きょういく がいこくじん にほんじん  
提言 1：教育において外国人も日本人も  
たが そんなちよう りねん めいかく  
お互いを尊重しあう理念を明確に  
たいせい せいび  
する体制を整備する。

ていげん ひょうげん じょうほうていきょう  
提言 2：わかりやすい表現による情報提供  
すす ひつよう ひと い  
を進めるとともに、必要な人に行き  
かつどう おこな  
わたるような活動を行う。

ていげん がいこくじん じゅうたくもんだいかいぜん  
提言 3：外国人などにおける住宅問題改善  
む みんかん ふく さべつかいしょう  
に向けて、民間も含めた差別解消  
かつどうすす  
の活動を進める。

ていげん がいこくじん りよう ふんいき  
提言 4：外国人にも利用しやすい雰囲気  
しゃくしょ しょくいん いしきけい  
市役所になるよう 職員の意識啓  
はつ いっそうすす  
発を一層進める。

# 提言 1: 教育において外国人も日本人もお互いを尊重し あつ理念を明確にする体制を整備する。

具体的な取り組みとして、次の3点について市長に提言します。

- (1) 教育の基本理念のなかで、多様な文化の存在やそれらを相互に尊重する必要性を明確に位置づける。
- (2) 外国人をはじめとした、さまざまな立場の人たちのニーズを適切に取り入れるための意見交換の場をもつ。
- (3) 静岡で生活する外国人の子どもたちが自らの文化や出身に誇りを持てるような機会を提供する。

## 提言の背景

- 第1期懇話会の提言を受け、伝馬町小学校における日本語指導センターの本格的事業開始や、外国人児童生徒のためのガイドブックの全面改訂など、個々の取り組みにおいて一定の前進が認められました。
- しかし、外国人の子どもたちが全く日本人と同化して母国の文化などに無関心になったり、場合によっては母国の否定につながるような考え方を持つ危険性も一方で指摘されました。
- それに加えて、子どもたちが日本語や習慣などの理解をはじめとする日本での生活に障害や抵抗がなくなっても、親はそうしたことに適応できなくて、親子の

間でも対立が生まれる場合もあるとの意見がありました。

- また、外国人問題としていろいろ取り上げられる事例についても、教育の場でしっかり理念が確立し、未来を背負う子どもたちが真の多文化共生ということに目覚めることで、おのずと解決に向かうことがたくさんあると考えられます。
- こうしたなかで、実務にあたる教育委員会関係者と外国人住民との間で意見交換の場をつくり、対立ではなくお互いの理解を深めて本当に必要なことを充分に行っていくための一歩を踏み出してもらいたいとの意見がありました。
- それから、学校での週休二日制がスタートし、空き教室の有効利用や総合的な学習ということにおいても、こうした多文化共生のための行事などに積極的に活用することで子どもたちだけでなく、地域住民も含めた相互理解が進むような施策を進めてもらいたいと考えます。
- もちろん、子どもたちが母国に誇りを持つために親などの保護者が行う家庭教育も大事なことの認識は持っていますが、様々な活動の場を提供するなど、行政や学校との連携が必要になることはたくさんあると思います。
- 加えて、できれば教育委員会関係者だけでなく、現場の教師やPTAなども参加したなかで幅広い意見交換ができれば、よりよいだろうとの意見も出されました。
- そして、こうした活動を通じて、外国人の子どもたちやその親などが自分に誇りをもって生活できるだけでなく、日本人の子どもたちやその親などにおいても、豊かな感性を持った人間性の向上につながっていくものと信じています。

## 提言 2：わかりやすい表現による情報提供を進めるとともに、必要な人に行きわたるような活動を行う

具体的な取り組みとして、次の3点について市長に提言します。

- (1) 市役所をはじめとする様々な公共施設において、案内板や各種書類などをつくらうとき、できるだけわかりやすい表現を使うとともに、ふりがなやローマ字を付けることなどで、外国人をはじめとしたすべての人が使いやすい表記になるようなお一層配慮すること。
- (2) 各種情報を提供するときに、それが必要な人にきちんと行きわたるような方法も併せて考えとともに、書類などの配布先に対しても積極的に働きかけるようにすること。
- (3) 新しい案内板や書類を作るときには、できるだけ他言語に対応が可能になるようなスペース確保などを考慮していくこと。

### 提言の背景

- 第1期提言を受けて、市役所のエレベーターホールの案内板にふりがなやローマ字を併記することや、各種書類における外国語対応及び外国人向けに、4カ国語（日本語・英語・中国語・ポルトガル語）併記による暮らしの便利帳発行など、様々な情報提供が進んでいることが確認できました。

- また、医療や社会保障など生活の安定に欠かせない事柄についても、懇話会  
の話し合いの場で関係機関などから説明を受けて、外国人にも役立つ制度がい  
ろいろあることがわかりました。しかし、せっかくの制度でも知らなければ生かすこ  
とができないので、今後はそうした情報の周知徹底こそが、より求められるもの  
だという考えが示されました。
- しかし、本年8月に行ったアンケートでは、主に留学生・就学生といった日本に  
来て比較的年数が少なく、まさに情報提供に配慮が必要な人たちに、そうしたも  
のが知られていない状況が浮かんできました。
- アンケートに回答した人の多くが日本語にまだなじみが薄い人たちだったことも  
ありますが、必要な人に必要な情報が行きわたっていないことが改めて明らか  
になったことで、情報を提供するだけでなく、それがしっかり伝わるような方法も今  
後は考えていくべきであることが求められました。
- ところで、委員のなかからは、せっかく提供された情報を外国人自身ももっと  
積極的に活用する意欲やそうした自発的な行動に欠けているとの指摘もありまし  
た。しかし、実際には日本人でも個人だけではこうした情報の活用がなかなかで  
きない現状を考えれば、情報提供する市役所などに是非一層の努力をお願いし  
たいとの意見もあわせていただきました。
- 外国人住民懇話会としても、今後関係する団体や個人などにせっかくの情報が  
無駄にならないよう、積極的な働きかけをしていきたいと考えますが、行政に  
おいても是非こうした点を考慮した施策をお願いしていきたいと思えます。

# 提言3:外国人などにおける住宅問題改善に向けて、 民間も含めた差別解消の活動を進める。

具体的な取り組みとして、次の2点について市長に提言します。

- (1) 入居における様々な情報が手に入りやすくすること及び手続きがわかりやすくなるような働きかけを公営住宅においても進めるとともに、民間業者などにも働きかけること。
- (2) 外国人をはじめ、高齢者や障害者などにおける、差別的な入居拒否などが起きないように民間を含めた意見交換の場を設けること。

## 提言の背景

- 住宅問題として主にあげられることは、アパートなどを借りるときに、外国人と  
いうだけで入居を拒否されることや、保証人の確保が難しいといったことがあり  
ますが、今回のアンケートの結果ではそれに加えて、「アパートを探すときにどこ  
へ相談したらいいのかわからない」といった意見も多く出ました。
- そして、家賃が高いこともそうですが、入居の時に先払いするお金がたくさん  
存在し、その内容がわかりにくいために、不当にお金を取られているようなイメー  
ジを持たれる場合もあるようでした。
- 懇話会の席でも、「市営住宅については、国籍だけで入居を拒否することはな  
い。」との担当者による説明を得ましたが、民間の住宅については不動産会社な  
どとの契約行為になるので、行政では直接回答ができないということがありまし  
た。

- また、こうした問題については、外国人だけでなく、高齢者や障害者などといった社会的に弱いとされる立場の方々も同様に差別的な扱いを受けたり、必要な情報が得られないという困難な状況に置かれていることが指摘されています。
- 委員のなかからは、「外国人が増加して、それが住宅市場のターゲットになれば当然に民間業者も対応することになるだろう。」との意見も出ましたが、現状では全体の1%ほどである外国人にそうした配慮がなされる傾向は見られません。
- 入居差別問題の解消や情報の充実といった要望は、国の法律や県・市の条例などの制度化が進むことも期待するところですが、まずは「借りる側」が「貸す側」のお互いが率直にそれぞれの意見を出し合って理解を深めることが必要になると考えます。
- そこで、外国人住民懇話会としては住宅に関するさまざまな取り組みを進めるうえで、今後開催する会議の場において民間の業者団体などを交えた意見交換が実現するよう、行政からも働きかけるようにして欲しいとの意見が出されました。
- それから、市営住宅については、その申し込み書類が日本人でも分かりにくいぐらいなので、外国人などにはもっと困難なものであるとの意見があります。申請書だけでなく、必要書類も含めて申し込み方法をもっとわかりやすい形にして欲しいという意見もありましたので、行政にも是非改善をお願いしたいと思えます。

## 提言4：外国人にも利用しやすい雰囲気<sup>ふんいき</sup>の市役所<sup>しやくしょ</sup>になる よう、職員<sup>しよくいん</sup>の意識啓発<sup>いしきけいはつ</sup>を一層<sup>いっそう</sup>進める。

具体的な取り組み<sup>ぐたいてき とく</sup>として、次の1点<sup>つぎ てん</sup>について市長<sup>しちょう</sup>に提言<sup>ていげん</sup>します。

(1) 外国人<sup>がいこくじん</sup>も住民<sup>じゅうみん</sup>としての義務<sup>ぎむ</sup>を果たし、それに伴う権利<sup>ともな けんり</sup>を当然<sup>とうぜん</sup>持つ存在<sup>もんざい</sup>であることについて、研修<sup>けんしゅう</sup>・講演会<sup>こうえんかい</sup>などを通じて全職員<sup>ぜんしよくいん</sup>が共通<sup>きょうつう</sup>の意識<sup>いしき</sup>を持つよう努める<sup>つと</sup>こと。

### 提言<sup>ていげん</sup>の背景<sup>はいけい</sup>

- 多くの外国人<sup>おほ がいこくじん</sup>にとって、市役所<sup>しやくしょ</sup>はとも訪問<sup>ほうもん</sup>しにくいという雰囲気<sup>ふんいき</sup>が感じ<sup>かん</sup>られます。これは、日本語<sup>にほんご</sup>が得意<sup>とくい</sup>でないため表示<sup>ひょうじ</sup>がわかりにくいというだけでなく、そこで応対<sup>おうたい</sup>する職員<sup>しよくいん</sup>の態度<sup>たいど</sup>によるところも大きい<sup>おほ おも</sup>と思われ<sup>おも</sup>ます。
- 懇話会<sup>こんわかい</sup>の委員<sup>いいん</sup>からも、「普通<sup>ふつう</sup>に日本語<sup>にほんご</sup>で話<sup>はな</sup>しかけているにもかかわらず、顔<sup>かお</sup>を見ただけで逃げ<sup>に</sup>げるような態度<sup>たいど</sup>の職員<sup>しよくいん</sup>もいた。」という体験談<sup>たいけんだん</sup>が語<sup>かた</sup>られたことがあります。
- できれば、職員<sup>しよくいん</sup>が英語<sup>えいご</sup>をはじめ、主要な言語<sup>しゅよう げんご</sup>に対応<sup>たいおう</sup>可能<sup>かのう</sup>になってほしいところですが、そこまでなくても、はっきりとわかりやすい日本語<sup>にほんご</sup>で丁寧<sup>ていねい</sup>な応対<sup>おうたい</sup>をするだけで、一定<sup>いってい</sup>の期間<sup>きかん</sup>居住<sup>きょじゅう</sup>している外国人<sup>がいこくじん</sup>ならば充分<sup>じゅうぶん</sup>話し<sup>はな</sup>が通<sup>つう</sup>じるということを認識<sup>にん</sup>し、外国人<sup>がいこくじん</sup>だからといって特別<sup>とくべつ</sup>扱<sup>あつか</sup>いすることはないと、いうことを理解<sup>りかい</sup>してほしい<sup>おも</sup>と思<sup>おも</sup>います。
- また、日本語<sup>にほんご</sup>が得意<sup>とくい</sup>でない外国人<sup>がいこくじん</sup>に対<sup>たい</sup>しても、静岡市国際交流協会<sup>しずおか しこく さいこうりゅうきょうかい</sup> (SHARE) の助け<sup>たす</sup>を借<sup>か</sup>りるなどの方法<sup>ほうほう</sup>で、かなりの割合<sup>わりあい</sup>で対応<sup>たいおう</sup>可能<sup>かのう</sup>なはずであることを考<sup>かんが</sup>えれば、「日本語<sup>にほんご</sup>がわからない外国人<sup>がいこくじん</sup>を相手<sup>あいて</sup>にして困<sup>こま</sup>ってしまう。」という事態<sup>じたい</sup>は大部分<sup>だいぶん</sup>でなくなるのではないかとと思<sup>おも</sup>います。



- 問題は、こうしたことを市役所の職員一人ひとりが理解できていなくて、外国人というだけで必要以上に意識したり、拒否反応を示すということにあるようです。また、それが外国人住民からの無用の反発を招くもとになることもあると思います。
- さらに、委員の実体験として、交通事故で怪我を負ったとき、救急隊員が病院への支払いを気にしたようで、入院設備のない個人病院へ搬送し十分な検査もなしに帰宅となった事例が報告されました。救急隊員の応対そのものは良かったのですが、外国人イコール経済的に苦しいという思い込みが強かったようです。こうした場合、まずは怪我の様子から適切な病院へ連れて行くという、ごく普通の対処を考えてもらうとともに、支払いなどはいろいろな方法があるということを知識としても持ってもらい、患者に安心を与えられるぐらいになって欲しいと思います。
- 外国人も住民として義務を守り、かつ権利を持つものであることや、これからの行政活動を進めるうえで立派にパートナーとなるべき存在であることを、今一度市役所に働くすべての職員に理解してもらい、誰でも利用しやすい雰囲気を作り出していくように研修などをはじめとした様々な機会を取り上げていくことを希望する意見が出されました。